

福岡空港調査 P I 有識者委員会の情報公開及び傍聴に係る要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、福岡空港調査 P I 有識者委員会規約第 9 条の規定に基づき、福岡空港調査 P I 有識者委員会(以下「委員会」という。)の情報公開及び委員会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(情報公開)

第 2 条 委員会に提出された資料及び議事録については、福岡市情報公開条例(平成 14 年福岡市条例第 3 号)第 7 条各号に該当する情報(以下「非公開情報」という。)を除き、すべて公開するものとし、ホームページ等において公表する。

(会議の周知)

第 3 条 委員会の事務局は、会議の開催場所及び時間について、2 週間前までに報道機関又はホームページにおいて周知するものとする。

(傍聴)

第 4 条 会議の傍聴については、原則としてこれを認める。

(傍聴の手続及び傍聴者の定員)

第 5 条 会議を傍聴しようとする者は、開始時間の 20 分前までに、受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室するものとする。

2 傍聴者の定員は 20 人とする。ただし、会場の都合等によって変更することがある。

3 傍聴希望者が定員を超えるときは、事務局が指定する抽選等の方法により傍聴者を決定する。

(会場に入ることができない者)

第 6 条 次に該当する者は、会場に入ることができない。

(1) 旗、のぼり、びら、掲示板、プラカード等を携帯している者

(2) その他会議を妨害することが予想されうる顕著な事情が認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第 7 条 傍聴者は、会場内では、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議中は、静粛に傍聴し、発言、拍手その他の方法による意見の表明等をしていないこと

(2) 会場内での飲食、喫煙はしないこと

(3) その他、会議の支障となるような行為をしないこと

(撮影、録音等の禁止)

第 8 条 傍聴者は、会場において、写真、映像等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

(傍聴の一時中断)

第 9 条 会議において、非公開情報に議事内容が及ぶと委員長が判断した場合は、委員長は傍聴を一時中断することができる。

(傍聴者の退場)

第 10 条 傍聴者が第 7 条及び第 8 条の規定に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを会場から退場させることができる。

附 則

この要領は、平成 17 年 2 月 17 日から施行する。

福岡市情報公開条例 (一部抜粋)

平成14年3月28日
福岡市条例第3号

目次

- 第1章 総則(第1条 - 第4条)
 - 第2章 公文書の公開(第5条 - 第19条)
 - 第3章 不服申立て等
 - 第1節 諮問等(第20条 - 第22条)
 - 第2節 福岡市情報公開審査会(第23条 - 第27条)
 - 第3節 審査会の調査審議の手続(第28条 - 第34条)
 - 第4章 情報公開の総合的な推進(第35条 - 第40条)
 - 第5章 補則(第41条 - 第44条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法の保障する住民自治の理念にのっとり、市民の知る権利を具体化するため、公文書の公開を請求する市民の権利を明らかにし、あわせて情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する市の責務が全うされるようにするとともに、市民の監視と参加の下にある公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

第2条～第6条 (省略)

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員

法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方三公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。）

(2) 法人その他の団体（国，独立行政法人等，地方公共団体及び地方三公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命，身体，健康，生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公にすることにより、人の生命，身体又は財産の保護，犯罪の予防又は捜査その他の市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(4) 市の機関及び国等（国，独立行政法人等，他の地方公共団体及び地方三公社をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え，若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査，検査，取締り又は試験に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を著しく阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ

(6) 法令等若しくは福岡市議会会議規則（昭和33年福岡市議会規則第1号）の規定又は実施機関が法律上従う義務を負う国等の機関の指示により，公にすることができないと認められる情報

第8条～第44条（省略）

附 則（省略）

第 1 回福岡空港調査 P I 有識者委員会における議論

平成 16 年 12 月 9 日

- ・ 委員会の資料及び議事録は原則として公開する。
- ・ 個人情報等で情報公開できないものは、あらかじめ要領等に制限列挙で定めておく。
- ・ 本委員会の第 2 回会議から原則として傍聴を認める。
- ・ 事務局は傍聴等に関する要領案を石田委員長及び山本委員のアドバイスを受けて取りまとめ、各委員にメール等で諮り、次回の会議までに決定する。
- ・ 傍聴等に関する要領については決定次第、策定経緯を含め公開する。

事務局案の作成

平成 17 年 1 月 5 日

事務局案に対する委員長及び山本委員の意見

平成 17 年 1 月 7 日

石田委員長

- ・ 委員会開催の事前周知は具体的な期間（2 週間程度）を設定するべきではないか。
- ・ 傍聴者の定員が 15 人では少ないのではないか。

平成 17 年 1 月 14 日

山本委員

- ・ 委員会開催の事前周知は期間を設ける必要がある。
- ・ 開かれた委員会とするためにも傍聴者は多い方がよい。
- ・ 第 9 条（傍聴の一時中断）の運用については、以下の手順になるのではないか。
委員長は非公開情報に議事内容が及ぶと判断した際は、傍聴の一時中断を宣言し、傍聴者を会場外に退出させ、議事内容が非公開情報に当たるかを各委員に諮る。
非公開情報に及ぶとして傍聴を中断した間の議事は情報公開の対象としない。

修正案の作成

平成 17 年 1 月 18 日

修正内容

- ・ 第 3 条関連：委員会開催の周知期間について「事前」を「2 週間前まで」とする。
- ・ 第 5 条第 2 項関連：傍聴者の定員について「15 人」を「20 人」とする。

修正案に対する各委員の意見

平成 17 年 1 月 19 日

土井良委員

- ・ 第 10 条（傍聴者の退場）の対象となる行為は、第 7 条の規定に違反したものでなく、第 8 条も含まれるのではないか。あるいは、第 7 条と第 8 条は、統合しておくべきではないか。

修正案の作成

平成 17 年 1 月 20 日

修正内容

- ・ 第 10 条関連：傍聴者の退場の対象となる行為について「第 7 条」を「第 7 条及び第 8 条」とする。

案について委員長の了承＜要領の確定＞

平成 17 年 2 月 3 日